

京 都 大 学 本 部 事 務 分 掌 規 程 等 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>京都大学本部事務分掌規程 (平成17年9月15日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3節 財務部 (財務課)</p> <p>第18条 財務課においては、次の事務をつかさどる。 (1) 会計事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。 (2) 概算要求に関すること。 (3) 予算に関すること。 (4) 資金運用に関すること。 (5) その他会計に関する事務で監理課、出納事務センター及び<u>契約・資産事務センター</u>の所掌に属しない事務を処理すること。</p> <p>(中 略)</p> <p>(契約・資産事務センター)</p> <p>第32条 契約・資産事務センターにおいては、次の事務をつかさどる。 (1) 特定調達契約及び一括契約に関すること。 (2) 旅費及び謝金の支給に関すること。 (3) 固定資産の管理及び活用に関すること。 (4) 宿舍等に関すること。 (5) 学内警備及び防火に関すること。 (6) 本部における予算及び経理の事務に関すること。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第3節 財務部 (財務課)</p> <p>第18条 財務課においては、次の事務をつかさどる。 (1) } (2) } (同 左) (3) } (4) } (5) <u>その他会計に関する事務で監理課、出納事務センター、<u>契約・資産事務センター</u>及び<u>共用施設アセットマネジメントセンター</u>の所掌に属しない事務を処理すること。</u></p> <p>(契約・資産事務センター)</p> <p>第32条 } (1) } (2) } (同 左) (3) } (4) } (5) } (6) }</p> <p>(共用施設アセットマネジメントセンター)</p> <p><u>第32条の2 共用施設アセットマネジメントセンターにおいては、次の事務をつかさどる。</u> (1) <u>総合研究棟(財務担当の理事が別に定めるものに限る。)並びにローム記念館、船井哲良記念講堂、船井交流センター及び清風会館その他財務担当の理事が別に定める共用施設の管理に関すること。</u> (2) <u>ローム記念館、船井哲良記念講堂、船井交流センター及び清風会館の運営に関すること。</u></p>
<p>京都大学ローム記念館規程 (平成17年9月13日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>(開館時間)</p> <p>第6条 記念館の開館時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。 2 (略)</p> <p>(中 略)</p>	<p>(開館時間)</p> <p>第6条 記念館の開館時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。 2 (同 左)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(事務)</p> <p>第 2 1 条 記念館の管理運営に関する事務は、<u>工学研究科事務部</u>において処理する。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学船井哲良記念講堂・船井交流センター規程 (平成 1 9 年 1 0 月 9 日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>(開館時間)</p> <p>第 6 条 記念講堂等の開館時間は、午前 9 時から午後 5 時 3 0 分までとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(施設の使用時間又は使用期間)</p> <p>第 7 条 一時使用施設及び地域交流施設の使用時間は、記念講堂等の開館日の午前 9 時から午後 5 時 3 0 分までとする。ただし、管理責任者が特に適当と認めた場合には、開館日以外の使用又は使用時間の延長を許可することがある。</p> <p>2 } (略)</p> <p>3 }</p> <p>(中 略)</p> <p>(事務)</p> <p>第 1 9 条 記念講堂等の管理運営に関する事務は、<u>工学研究科事務部</u>において処理する。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学本部事務決裁等規程 (平成 1 7 年 9 月 2 0 日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>(決裁)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>2 別表第 2 の事項欄に掲げる事案で重要なものについては、同表の決裁者欄に掲げる理事又は厚生補導担当の副学長(以下「副学長」という。)の決裁を受けるものとする。ただし、総長が理事に対し特に担当を命じた事項その他同表の規定により難しい事案については、この限りでない。</p> <p>3 } (略)</p> <p>4 }</p> <p>(専決)</p> <p>第 4 条 前条の規定にかかわらず、別表第 3 の事項欄に掲げる事項に係るものについては、それぞれ、同表の専決者欄に掲げる者は、専決することができる。この場合において、当該専決者は、必要に応じて当該専決する事項又はその要点を上司に説明又は報告し、その確認を得て行うものとする。</p> <p>2 } (略)</p> <p>3 }</p>	<p>(事務)</p> <p>第 2 1 条 記念館の管理運営に関する事務は、<u>共用施設アセットマネジメントセンター</u>において処理する。</p> <p>(開館時間)</p> <p>第 6 条 記念講堂等の開館時間は、午前 9 時から午後 5 時 1 5 分までとする。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>(施設の使用時間又は使用期間)</p> <p>第 7 条 一時使用施設及び地域交流施設の使用時間は、記念講堂等の開館日の午前 9 時から午後 5 時 1 5 分までとする。ただし、管理責任者が特に適当と認めた場合には、開館日以外の使用又は使用時間の延長を許可することがある。</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 }</p> <p>(事務)</p> <p>第 1 9 条 記念講堂等の管理運営に関する事務は、<u>共用施設アセットマネジメントセンター</u>において処理する。</p> <p>(決裁)</p> <p>第 3 条 } (同 左)</p> <p>2 }</p> <p>3 }</p> <p>4 }</p> <p>(専決)</p> <p>第 4 条 } (同 左)</p> <p>2 }</p> <p>3 }</p>

改 正 前	改 正 後
(中 略)	
別表第1 (略) 別表第2 (第3条第2項関係)	別表第1 (同 左) 別表第2 (第3条第2項関係)
事 項	事 項
(略)	(同 左)
分掌規程第8条、第18条、第19条、第31条及び第32条に定める事項	分掌規程第8条、第18条、第19条、第31条から第32条の2までに定める事項
決裁者	決裁者
財務・産官学連携担当の理事	財務・産官学連携担当の理事
(略)	(同 左)
別表第3 (第4条関係) (中 略)	別表第3 (第4条関係) (同 左)
注)	注)
1 (略)	1 (同 左)
2 次表左欄に掲げる監査室及び各センターの長の病気休暇及び特別休暇(夏季休暇を除く。)の承認に関する事項の決裁者又は専決者は、同表右欄に掲げる者とする。 監査室 総長 学生センター、キャリアサポートセンター 学生部長 競争的資金サポートセンター 研究推進部長 国際交流サービスオフィス 国際部長 人事・共済事務センター 総務部長 出納事務センター、契約・資産事務センター 財務部長 施設サポートセンター 施設環境部長 情報システム管理センター 情報環境部長	2 次表左欄に掲げる監査室及び各センターの長の病気休暇及び特別休暇(夏季休暇を除く。)の承認に関する事項の決裁者又は専決者は、同表右欄に掲げる者とする。 監査室 総長 学生センター、キャリアサポートセンター 学生部長 競争的資金サポートセンター 研究推進部長 国際交流サービスオフィス 国際部長 人事・共済事務センター 総務部長 出納事務センター、契約・資産事務センター、 <u>共用施設アセットマネジメントセンター</u> 財務部長 施設サポートセンター 施設環境部長 情報システム管理センター 情報環境部長
3 (略)	3 (同 左)
	附 則
	1 この規程は、平成21年6月26日から施行する。
	2 第1条の規定による改正後の京都大学本部事務分掌規程の規定、第2条の規定による改正後の京都大学ローム記念館規程第21条の規定、第3条の規定による改正後の京都大学船井哲良記念講堂・船井交流センター規程第19条の規定及び第4条の規定による改正後の京都大学本部事務決裁等規程の規定は、平成21年4月1日から適用する。